

番号	サービス種別	質問	回答	根拠法令等
1	居宅介護支援 (全サービス)	文書の保存について。介護給付費関係書類の「その他介護給付費に関する書類」には具体的にどんな書類が該当するか。	給付管理票、利用者への請求書・領収書が該当となります。  ※集団指導で説明した、保存が必要な介護給付費関係書類 介護給付費請求書 介護給付費明細書 サービス提供票 サービス提供票別表 その他介護給付費に関する書類	
2	居宅介護支援 (全サービス)	契約時に字が書けない方の対応についてですが、捺印のみという対応でも良いものか、教えてください。	【民事訴訟法】第228条第4項に、「私文書は、本人又はその代理人の署名又は押印があるときは、真正に成立したものと推定する。」とあるとおり、記名押印（自筆以外の記名+印鑑）でも有効となります。 一方、【押印についてのQ&A】のとおり、契約の有効性について「押印さえあれば必ず証明できる、というわけでもない」とされたため、集団指導で説明した代筆時の対応と同様、「本人の署名が難しいため記名・押印とする」といった内容を契約書に補記し利用者を取り交わすなどの対応が望ましいです。	【民事訴訟法】民事訴訟法（平成8年6月26日法律第109号） 【押印についてのQ&A】押印についてのQ&A（令和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業省）
3	居宅介護支援 (全サービス)	書類の保管期間について確認させてください。原則として、書類は業務終了後2年間、事務所で保管することとなっておりますが、介護給付費請求関係の書類については5年間の保存が必要と認識しています。この場合、2年を経過した書類については、紙での保管ではなくPDF等のデータでの保存でも差し支えないでしょうか。	【老企第36号】第2の1の(9)①より、データによる保存（電磁的記録）でも差し支えありません。 なお、電磁的記録により行う場合は、データの「真正性」「見読性」「保存性」が求められます。詳細は国の「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」を確認いただくようお願いいたします。	【老企第36号】指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年3月1日老企第36号）
4	地域密着型通所介護 (全サービス)	管理者+2番手以降の職員にも周知した方が良い内容なのか。	集団指導は、制度改正の内容や事業運営に関する留意事項や、過去の指導において指摘の多い事項等について受講することにより、介護保険制度の理解や介護報酬請求に係る過誤・不正の未然防止を図ることを目的としています。 適正な事業所運営を維持するためにも、管理者又は事業所運営に関係する従業者が集団指導を受講していただいたのち、集団指導の資料を用いた伝達研修を実施するなど、他の従業者に対する周知をお願いいたします。	【指導及び監査実施要綱】台東区介護保険サービス事業者等指導及び監査実施要綱（平成21年11月1日21台福介第648号（令和7年5月1日改正））

5	<p>①地域密着型通所介護 ②全サービス</p>	<p>①以前の実施指導にて、生活相談員は常にフロアに在住していないといけなと言われてたが、職員のお急な休み等で生活相談員が入浴支援等に入らないといけなことがあると思う。送迎に行っはいけな旨は把握したが、生活相談員として勤務した日に急な職員のお休み等で介護現場に入らないといけな際、どこまで介護を兼務しても大丈夫か知りたい。</p> <p>②運営指導の入るタイミングはどう決めているのか知りたい。</p>	<p>①【地域密着条例】第60条の3及び【解釈通知】第3の二の二の1の(1)より、サービス提供日に生活相談員の配置が1名の場合、生活相談員が他職種の業務に従事してしまうと、集団指導における送迎業務の事例と同様、生活相談員の勤務時間が人員基準を満たさない状態となります。</p> <p>サービス提供日に生活相談員の配置が2名以上の場合、それぞれの生活相談員としての勤務時間の合計がサービス提供時間帯の勤務時間を満たしていれば、生活相談員の勤務時間以外の時間は他職種の業務に従事（兼務）することが可能です。</p> <p>このため、集団指導では、生活相談員を兼務できる従業者を複数確保しておくことについても説明差し上げたところです。</p> <p>人員基準を満たすことができるよう、事業所では日頃より勤務体制の確保に努めているかと思いますが、兼務職員や応援職員等の配置等で調整するも従業者の人員基準を満たすことが困難な場合は、台東区介護保険課事業者担当へご相談ください。</p> <p>②【指導及び監査実施要綱】第4条第3項より、運営指導の指導対象の選定基準は以下のとおりとなります。</p> <p>(1)従業者並びに利用者等及びその家族、連合会、東京都等からの情報提供を受けて、一般指導を行うことが必要と認められるサービス事業者等 (2)法に規定される勧告、命令を受け、改善を求められたサービス事業者等 (3)新たに指定を受けた指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定介護予防支援事業者 (4)過去において運営指導が未実施であり、又は最後に運営指導を行った日から起算して概ね3年以上が経過したサービス事業者等 (5)その他、特に一般指導を行うことが必要と認められるサービス事業者等</p>	<p>①【地域密着条例】東京都台東区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例（平成25年3月25日条例第4号）</p> <p>【解釈通知】指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（平成18年3月31日老計発第0331004号・老振発第0331004号・老老発第0331017号）</p> <p>②【指導及び監査実施要綱】台東区介護保険サービス事業者等指導及び監査実施要綱（平成21年11月1日21台福介第648号（令和7年5月1日改正））</p>
---	------------------------------	---	--	---

6	地域密着型通所介護 (全サービス)	委員会・研修・訓練について、年々委員会記録・研修記録の項目が増加傾向にあり、その対応が業務以外に職員に負担がかかり大変な状況ですが、現在最低限度実施項目について指導をお願いいたします。	<p>介護保険法で実施が義務付けられている委員会や研修及び訓練は以下のとおりです。</p> <p><b>委員会</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・虐待防止委員会(年1回以上)</li> <li>・感染症の予防及びまん延防止のための委員会(6月に1回以上)</li> <li>・身体拘束適正化委員会(3月に1回以上)※施設系のみ対象</li> </ul> <p><b>研修</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・虐待防止研修(年1回以上)(施設系は年2回以上)</li> <li>・業務継続計画(BCP)に基づく研修(感染症)(年1回以上、施設系は年2回以上)</li> <li>・業務継続計画(BCP)に基づく研修(非常災害)(年1回以上、施設系は年2回以上)</li> <li>・感染症の予防及びまん延防止のための研修(年1回以上、施設系は年2回以上)</li> <li>・身体拘束適正化研修(年2回以上)※施設系のみ対象</li> </ul> <p><b>訓練</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務継続計画(BCP)に基づく訓練(感染症)(年1回以上、施設系は年2回以上)</li> <li>・業務継続計画(BCP)に基づく訓練(非常災害)(年1回以上、施設系は年2回以上)</li> <li>・感染症の予防及びまん延防止のための訓練(年1回以上、施設系は年2回以上)</li> <li>・非常災害訓練(年2回以上、併設されていない民間の通所系は年1回以上)</li> </ul> <p>※居宅介護支援、訪問系サービスを除く</p> <p>※ハラスメント防止研修は義務ではありませんが、ハラスメント防止の対策を講じることが義務化されているため、実施することが望ましいです。 ※通所系・施設系事業所は、新たに採用した従業者(医療・福祉関係資格を有さない者に限る。)に対して、1年以内に認知症介護基礎研修を受講させる必要があります。</p>	<p>【地域密着条例】東京都台東区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例(平成25年3月25日条例第4号)</p> <p>【解釈通知】指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について(平成18年3月31日老計発第0331004号・老振発第0331004号・老老発第0331017号)</p> <p>【居宅介護支援等基準条例】東京都台東区指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例(平成30年3月27日台東区条例第2号)</p> <p>【居宅介護支援等解釈通知】指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について(平成11年7月29日老企第22号)</p> <p>【消防法施行規則】消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号)</p> <p>【消防法施行令】消防法施行令(昭和36年政令第37号)</p>
7	地域密着型通所介護	地域密着型通所介護計画書、個別機能訓練計画書について。厚労省にある計画書のサンプルには、最後に説明者のサインをする欄はありますが、同意者(利用者)の署名をする欄はありません。必ず計画書などには更新する度に利用者の署名は必要とされるのでしょうか？ 勿論更新のたびに利用者には説明し、説明者の署名を記載したもののコピーを渡していますが、それだけでは不十分でしょうか？	<p>【地域密着条例】第60条の10第3項及び第4項より、地域密着型通所介護計画や加算算定に関する計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならず、当該計画を作成した際は利用者に交付する必要があります。このため、利用者が同意を得たことや計画を受領したことが客観的に確認できる記録として、利用者より署名を得ることが望ましいですが、支援経過記録に「同意(交付)日、説明者、同意を得た(計画を受領した)方(利用者、家族など)」を記録する方法でも差し支えありません。</p>	<p>【地域密着条例】東京都台東区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例(平成25年3月25日条例第4号)</p>